相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市小信中島字仁井北二六〇九番地、最後の住所愛知県一宮市小信中島字仁井北二六〇七番地　被相続人　亡　鈴木　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月九日

愛知県一宮市栄一―八―一二　一宮栄ビル四階アストラル総合法律事務所

相続財産管理人　水野　明里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市明大寺町字出口七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　貝吹　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月九日

愛知県岡崎市竜美北一―三―三三倉内法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岩田　裕文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区九条南三丁目五番地五、最後の住所大阪府高石市羽衣四丁目一二番二六号　被相続人　亡　中井順一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月九日

大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル五階

相続財産管理人　弁護士　山本　香織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県鹿足郡吉賀町六日市四二八番地、最後の住所山口県岩国市多田三丁目一〇二―一　いしい記念病院　被相続人　亡　堤　哲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月九日

熊本市中央区水前寺公園一―二四キャッスル水前寺三〇一今村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　今村　一彦

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月九日

山口県岩国市今津町一丁目一五番二九号村井ビル三階　弁護士法人あさかぜ法律事務所岩国市役所前事務所

相続財産管理人　弁護士　中原　智也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市南矢三町二丁目三五四番地四、最後の住所徳島県徳島市中島田町四丁目一二番地の四　被相続人　亡　福島　詩郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月九日

事務所徳島県徳島市西新浜町一丁目六番三七号　相続財産管理人　松家　史江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川市新町二一番、最後の住所福岡県飯塚市立岩一〇五九番地四ダイヤルコーポ大浦八〇三号　被相続人　亡　松枝　純子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月九日

福岡県大牟田市浜町七番地一大幸ビル一階　相続財産管理人　山本　勝也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市西区島崎二丁目一番、最後の住所熊本市西区島崎二丁目一番三〇―六〇三号　被相続人　亡　岡本　雅江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月九日

熊本市中央区水前寺公園一―二四キャッスル水前寺三〇一今村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　今村　一彦

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年十二月九日

一、墳墓等所在地　石川県輪島市門前町亀山一

一、墳墓等の名称　亀山墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　石川県輪島市門前町門前一の一八甲　宗教法人大本山總持寺祖院

監院　鈴木　永一

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年12月9日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ミニミニ城北　②国土交通大臣(3)6346　③代表取締役　山田茂樹　④埼玉県川口市本町4丁目1番8号　廃止した従たる事務所　東京都練馬区石神井町2丁目15番8号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦埼玉県川口市本町4丁目1番8号　株式会社ミニミニ城北　代表取締役　山田茂樹

①有限会社エースホーム　②東京都知事(3)80218　③取締役　住谷渡　④東京都北区中里一丁目15番10号ペルレ駒込1階　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都北区中里一丁目15番10号ペルレ駒込1階　有限会社エースホーム　取締役　住谷渡

①ＬＥＯ株式会社　②東京都知事(1)98598　③代表取締役　林國強　④東京都台東区千束1―10―13ＧＳハイム入谷701号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都台東区千束1―10―13ＧＳハイム入谷701号　ＬＥＯ株式会社　代表取締役　林國強

①有限会社ロータスコンサルティング　②愛知県知事(2)20564　③取締役　桐山幸浩　④名古屋市中区丸の内三丁目6番4号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦名古屋市中区丸の内三丁目6番4号　有限会社ロータスコンサルティング　取締役　桐山幸浩

①株式会社木津商店　②大阪府知事(6)35033　③代表取締役　木津圭市　④大阪府大阪市西区立売堀1丁目2番12号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市西区立売堀1丁目2番12号　株式会社木津商店　代表取締役　木津圭市

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十八年十一月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月九日

東京都港区芝公園三丁目五番八号機械振興会館内

日本工作機械関連工業厚生年金基金

代表清算人　加藤　俊雄